

平成23年1月25日定例経営会議（要約）

（平成23年1月25日 午前9時30分～12時00分）

新たな創造 変化に対応

I 開会 ～ 市長あいさつ

- ・昨日、通常国会が始まった。各紙、テレビ、マスコミ等は「波乱の国会の幕開け」と報じている。予算は通るにせよ、関連法案がどうなるのか不透明である。今回は与野党が激突するとの事で、成立する確立はかなり低いとの見方が広がっている。我々としても関連する法案の行方は非常に気になる場所である。特に直接、来年度の予算執行に関わる子ども手当の法案が通るか通らないか、当市にとっても大変重大な問題である。また地域主権改革に伴う基礎自治体への権限委譲等、地方関連等の改正等も見込まれるが、これもどのようになるのか不透明である。こども園・幼稚園・保育園の子ども子育て新システム関係は昨日、3園の役割分担の最終案が示され、これから基礎自治体がニーズ調査を行い、保育園、幼稚園、こども園の設置計画を作っていく枠組みが示された。この関連法案もこれも今国会で上程され、13年から施行されるとの動きもある。今回の国会は基礎自治体に関連する法案の提出が多く予定されている。しかしその行方がどうなるかは不透明である。内閣そのものが持たない可能性もある。このような状況で我々は3月定例会を迎えなければならない。今年は卯年であるから、しっかりと耳をそば立ててアンテナを高くし、敏捷に動けるようにしなければならない。
- ・先週21日に予算の内示を行った。今回は第4次総合計画のスタート年度であり、予算規模が結果的に大きく膨らんでいる。昨年度比、当初ベースで24億円という、かなり大きな伸びである。特に伸びたのが民生費で11億5千800万円、教育費は耐震や冷房の問題等があって10億7千300万円で大幅に伸びた。また、予防接種関係もあって衛生費が2億3千万円で、これらで24億となった。「各所管部課の予算は、全体の中で予算組みされ、全体として最適な予算を計上し、トータルとして市民生活の向上に繋がっているものである。」という認識を、各課長や担当レベルまで徹底して持っていただきたい。
- ・22日（土）青葉小学校にてタウンミーティングを行った。出された意見を紹介する。
 - ・都市計画道路3・4・11号線の新所沢街道は都道までで止めずに、なるべく早急に府中街道まで抜いてほしい。新しい道路が抜けるまでの間に、青葉町の下堀住宅地内に車が流入しないように、何らかの安全対策をしてほしい。
 - ・現在建設中の集会所の委託費が低すぎる。
 - ・全生園の周囲、特に北・東側の道路が非常に狭く危険。通り抜けできないので、全生園とかけ合って道路拡幅を検討してほしい。
 - ・他市では発達障害の啓発ポスターを作っている。当市でも担当所管では作りたいと話しているらしいので、どうなったか確認し、ポスター作りもお願いしたい。

- ・職員や先生に発達障害の理解が足りない。他市のガイドブックのようなものを当市でも作成し、職員や学校の理解を促進してほしい。
 - ・発達障害も含めて、カウンセラーが週1回では少なすぎる。配置を増やしてほしい。
 - ・下堀自治会では見守り活動として挨拶運動をしている。当初は、大人が声をかけても子どもは戸惑った様子で挨拶しなかった。当初は先生も挨拶しないと、大変怒っていたが、約1年かけてやっと最近では慣れてきて挨拶できるようになった。挨拶は子どもの情操上でも必要なことであり、地域の防犯にもいい。全市的に挨拶運動を広げてほしい。
 - ・妊娠・出産・育児の過程でどのようなサービスを市から受けられるか、ライフステージに応じての市の施策、窓口等を一表にしたらどうか。
- 以上であった。各所管部での検討、対応をお願いする。

II 協議事項

(1) 今後の組織体制について

- ・今後の組織・人事体制についての検討課題は、「次長職のあり方」「職の兼務」、昇任についての「A、Bの2コース制」「女性職員の登用」、その他「表彰と処遇」「キャリアアップ」「モチベーションの維持向上」等があり、これらについて、課題を整理した後、来年、再び経営会議に諮ることとする。

(2) 監査指摘事項への対応について

- ・継続して協議する。

(3) 感謝状の贈呈について

- ・各部における感謝状の有効活用、及び、課題について論議する。

(4) 市民と接する委託業者の接遇等に関する対応について（報告事項から協議事項へ）

- ・経営会議で示された対象業務について、総務会議ではその中から対象委託業務を8つの業務に絞り整理した。
- ・委託業者に求める接遇項目は、「仕様書に研修の実施義務を含む接遇条項を明記する」こととし、接遇に関する特記仕様書（案）を作成した。その内容は、①ネームプレートの着用 ②業務に相応しい服装の指導徹底 ③従事者に対して接遇に関する研修を行う ④相応しい言葉遣い・態度の指導を徹底する ⑤利用者・市民からクレームを受けた場合は速やかに市に報告する。クレーム対応報告案を添付する。クレーム内容、対応、相手が対応についてどの程度理解・納得をしたか、再発防止、等を記載する。

- ・総務会議から上げられた具体策について、23年度の契約から、経費の上昇を抑えつつ可能なかぎりこの対応を採用していくこととする。ただし、アンケートの実施について、「粗大ゴミ収集受付業務」は外すこととする。

Ⅲ 報告事項

(1) 平成23年度・24年度の組織体制について

- ・継続して論議する。

(2) 会議等の時間外勤務縮減の取組みについて

- ・経営会議から総務会議に整理・議論を依頼した事項について報告する。
- ・検討項目として、①ズレ勤務制について ②会議時間を昼間の時間帯にする事は可能か、会議時間の短縮について ③参加する職員数について を調査検討した。
- ・結果、「(仮)時差出勤制度の案」を総務部で制度的・法的に問題ないか確認し、再度経営会議において実施について議論することとする。

(3) 秋水園事業概要について

- ・秋水園事業概要の21年度版がまとまった。これは全て決算ベースであり、基本的には経年変化を追えるように作成した。数量関係は5年間をまとめ、数字・グラフも入れている。この作成は長年の懸案であり、20年度決算でベースを作成し、21年度でほぼ完成となった。今後精度を上げ、情報コーナーにも置き、金額は未定であるが有料頒布していく。

(4) 契約事務における執行伺の取り扱いについて

- ・諸規定に基づく執行を確認する。

(5) 地域主権戦略大綱に基づく都から市への事務権限の委譲について

- ・今通常国会で審議される地域主権戦略大綱における区市町村への事務権限の委譲に関する東京都からの情報を提供する。ただし、今回通常国会での法案の審議により成立するか否か未確定であり、確定は3月になるとのことである。
- ・「地域主権戦略大綱」の概要は、住民により身近な基礎自治体を重視し、基本的な権限を国から都道府県・区市町村に降ろしていくとしており、主な内容としては、①義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大 ②基礎自治体への権限委譲 ③国の出先機関の原則廃止 ④ひも付き補助金の一括交付金化 等である。

- ・②の基礎自治体への権限委譲業務の中で、東京都に関わるものは68項目、そのうち東村山市に関わるものは<区市>29項目と<区市町村>9項目の計38項目である。
- ・法案に関する国の動向は、平成24年4月1日施行とあり、一部は25年4月1日としている。権限移譲に伴う経費については、人件費その他、国で見ていくとの基本的な方針がある。
- ・東京都における区市町村への権限委譲に向けた当面の対応として、現在、都庁内の関係所管課長が構成する連絡調整会議を設置し、各局・部・課が具体的にどのような事務を委譲するのか、また、どのような会議体を設置して都から区市町村に降ろすか、情報共有と検討を行っている。この中で、①都の各局と市の各部の連携調整会議を行う ②都の各局と市の各部の事務権限の委譲に伴う進行管理を行う この2点が決定されている。
- ・今後、3月に法案が成立すれば、市長会の下部組織である部長会や担当課長会等を通じて、具体的な対応内容やスケジュールが示される見込みである。
- ・以上、国都の動向を注視しつつ、各部における対応の準備を進めることとする。

(6) 市議会3月定例会提出予定案件・施政方針事項について

- ・各部の提出を確認する。

(7) その他

- ・2月16日から課税課において申告業務がロビーで始まる。市民税係OBの職員に協力をお願いする。
- ・2月13日にサンパルネにおいて議員主催の研修会が開催される。「市民に開かれた議会へ～議会改革でまちは変わる!？」をテーマに、法政大学教授の廣瀬克哉氏による講演を予定している。2月5日には久米川駅、イトーヨーカドー前、新秋津駅前で議員有志がPRのチラシを配付する。

IV 閉会 ～ 副市長

以上